

平成十九年十一月三十日受領
答弁第二六〇号

内閣衆質一六八第二六〇号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員保坂展人君提出千三百六十五万件の年金記録の真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出千三百六十五万件の年金記録の真相解明に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

社会保険庁においては、平成九年度から、御指摘の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の保管等を株式会社ワンビシ・アーカイブズ（以下「保管委託業者」という。）に委託しているところであるが、当初の委託契約に係る書類については、その保存期限である五年が経過したため、既に廃棄されており、また、契約の相手方である保管委託業者においても当該関係書類の存在が確認できないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

社会保険庁においては、旧台帳の保管場所の使用に関して保管料を、社会保険業務センターからの依頼に応じ保管委託業者が個々の旧台帳の検索を行うことに関して検索料を、その検索された旧台帳の写しを社会保険業務センターに送付することに関して集配料を支払う契約を保管委託業者との間で締結しているが、契約関係書類の保存期限が経過していない平成十四年度以降のそれぞれの支払額は、平成十四年度については、保管料が七百二十万円、検索料が三十五万六千八百円、集配料が一万二千百円、平成十五年度

については、保管料が七百二十万円、検索料が三十三万九千六百円、集配料が一万四百円、平成十六年度については保管料が七百二十万円、検索料が三十三万六千六百円、集配料が一万四百円、平成十七年度については、保管料が五百六十万円、検索料が二十九万六千八百円、集配料が一万二百円、平成十八年度については、保管料が四百八十万円、検索料が四十一万四千四百円、集配料が九千八百円である。

五について

御指摘の調査については、確認すべき書類の量が膨大であること等から、年内に終了することは困難であるが、できるだけ速やかに終了できるよう努めてまいりたい。

六について

社会保険庁としては、社会保険業務センターに保存されている書類の確認、旧台帳の磁気テープ化又はマイクロフィルム化を行った当時の社会保険庁職員からの当時の事実関係についての聴取、保管倉庫にある旧台帳の保管箱の中身の確認等を現在も行っているところであり、現時点でお尋ねの「八十三万件の旧台帳」全体の保管状況についてお答えすることは困難である。また、これらの作業については日常業務の一環として行っているものもあることから、これらの作業だけに要した人員及び時間を特定してお答えす

ることは困難である。なお、御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁は、当該答弁の時点での旧台帳の保管についての確認状況を踏まえて行ったものである。

七について

御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁は、旧台帳のうち被保険者記録等事務処理要領に「廃棄五十一万件」と記載されている部分について述べたものであり、同大臣が御指摘のような理解をしているわけではない。

八について

社会保険庁が、旧台帳について、保管委託業者に対し、平成十八年四月から平成十九年九月までの間に二千七百四十六件の索出を依頼し、索出されたものがその半数の千三百七十三件であったというのは、事実である。

九について

お尋ねについては、これを調査することは作業が膨大となるため、お答えすることは困難である。

十について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年八月三十一日内閣衆質一六七第二四号）十五についてお

答えたとおり、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を踏まえつつ、対応してまいりたい。

十一について

政府としては、旧台帳の保管状況を確認することも重要であると考えているが、現時点においては、平成二十年三月までを目途に、国民年金又は厚生年金保険の受給権者又は被保険者に係る記録と基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る記録とを突合せ、双方の記録が結び付く可能性のあるものを特定する作業を実施し、その結果、基礎年金番号に記録が結び付く可能性のある方に対し、その旨と加入履歴等をお知らせすることを最優先に進めているところである。